

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20730074

研究課題名（和文）

複合的契約関係における部分的解消の法理に関する研究

研究課題名（英文）

The research on the theory of the partial termination in the complex long-term contracts

研究代表者

寺川 永 (TERAKAWA YO)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：50360045

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、二当事者またはそれ以上の当事者間で複数の契約を通じて形成される契約関係において、一方の契約の債務不履行が、他方の契約にどのような影響を及ぼすかという法理、特に部分的な解消に関する法理を明らかにすることであった。

本研究において、主としてドイツを中心にヨーロッパ諸国および日本における様々な消費者問題を分析し、論文の形で公表した。国内外の研究者との交流を通じて、本研究の内容を具体化することができた。その結果、解消法理を明らかにするという目標に十分に到達しているとはいえないものの、消費者契約で生じる問題は複合的契約関係と密接に関連するものであり、この点についての解明をする必要があるとの示唆を得ることができた。

研究成果の概要（英文）：

The goal of this research is to clear a theory of the partial termination in the complex long-term contracts between two or three parties. This theory is concerned with the effect of the non-performance in one contract to the other contract.

The research will analyze many concrete problems concerning Consumer Law, whom Japan and Europe, especially Germany, are facing. These topics were published as an essay. By exchange between experts from within and outside of Japan, the content of this research was deepened. As a result the consumer-related problems occurred in the B2C contracts have closely connected with the complex long-term contracts, though it does not reached sufficiently the goal the theory to clear, and some important indications about that was gained.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
2009 年度	800,000	240,000	1,040,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
総計	3,700,000	1,110,000	4,810,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法、契約法

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国の民法典では、売買や請負など、二人の当事者の間で「一つの」契約が締結されるという法律関係の枠組みのもとで条文が定められている。他方、二当事者またはそれ以上の当事者間で複数の契約を通じて形成される契約関係（便宜上、「複合的契約関係」とする。）において、一方の契約の債務不履行が、他方の契約にどのような影響を及ぼすかという問題については、これまでも数多くの議論がなされてきた。判例においても、最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁（リゾートマンションの売買契約と同時にスポーツクラブの会員権契約が締結された事例）では、二当事者間で複数の契約が締結された場合に、これらの契約の「密接な関連性」を基準とした一定の法理が形成されたと評価することができる。しかしながら、このような解消法理は同一当事者間で締結された場合に留まるものではない。むしろ、三当事者あるいはそれ以上の当事者間で締結された場合での解消法理について、より研究を深める必要があると考えることになった。また、複合的契約関係全体を解除に至るというケースよりも、部分的に、一部解除といった方法で当事者間の解決が図られているのではないかと考え、研究をすすめることになった。

(2) 上記のような複合的契約関係を考える際の要因の一つとして、当該契約関係の当事者の属性という問題がある。すなわち、民法では対等な当事者間による法律関係を前提としているが、クレジット取引をめぐる問題においては、消費者被害の一事例として取り上げられることが多い。そこで、消費者と事業者との間で形成される消費者取引について、最近の法的问题を中心に検討することに至った。その際、「消費者の権利の実効性の確保」という観点から、裁判外紛争解決方法についてもあわせて考察する必要があるのではないかと考え、この点についても考察の対象に加えることにした。

(3) さらに、近年めざましい展開をみせているヨーロッパにおける消費者私法の動向について検討する必要があると考えた。EUによる消費者保護関連指令の国内法化を通じて、ヨーロッパ諸国には、消費者保護の平準化を迫られることとなっている。これは単にヨーロッパ諸国で解決されるべき課題という側面のみならず、消費者保護への歩みをいっそう強めるわが国においても、その規制の動向について比較検討を行ううえで重要であると考え、この領域についてあわせて研究を行うことにした。以上が、本研究の開始当初の背景として、継続的な

作業および分析を要すると考えた。

2. 研究の目的

複合的契約関係に関わる問題として、特にドイツおよびその他ヨーロッパ諸国の最近の動向をふまえて検討を行い、それと対比するなかで、現在のわが国における複合的契約関係に関する問題、さらにはわが国の債権法改正作業の議論にとって重要な示唆を得ることを意図している。

3. 研究の方法

国内での資料収集に基づいて、特に近年、消費者問題として現れていた裁判例の分析を行った。このほか、国内で開催される講演会に出席し、海外研究者とのコンタクトを通じて情報を集め、海外での資料収集など、多面的な方法で研究を進めてきた。そして、これらの方法を通じて得た情報をふまえて、下記発表論文に掲げる公表論文において公表する方法をとった。

4. 研究成果

(1) 研究開始直後より、消費者と事業者との間の契約、すなわち消費者契約に関する問題が複合的契約関係のみならず、非常に多様な形で生じていることが明確となった（後掲〔雑誌論文⑨〕）。また、ヨーロッパ各国の契約法制度においては、EU指令の影響が大きく、以後の研究成果との関係でもドイツ国内のみならず、ヨーロッパ私法の動向にも着目することとなった。

(2) 消費者問題に関わる裁判例の分析では、非常に多岐にわたるものの、複合的契約関係の問題として考える余地があるといえる（後掲〔雑誌論文⑦ないし⑩〕）。この他にも、従前の通り、来日外国人研究者の講演原稿の翻訳を引き受け、それを順次公表することとなった（後掲〔雑誌論文〕①ないし⑤、⑦）。

また、初学者向けのものではあるものの、具体的に消費者被害にあった場合に、どのような点の解決を考えることができるのかといった点を明らかにすることができた。複合的契約関係においても、どのような場面で問題となるのかをより具体化したものといえる（後掲〔図書〕①②）。

(3) 海外調査として、主にドイツ・ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所に赴き、資料調査とともに海外研究者との情報交換を通じて、最新の動向を得ることができた。

以上のように、雑誌論文・図書において、論文・翻訳・判例研究を公表した。部分的な解消法理を明らかにするには、いまだ検討の不十分な点はあるものと思われるが、それぞれの具体的内容からは、複合的契約関係の今後の展望を語るうえで重要な要因となりうる可能性があるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計19件)

- ① 寺川永「(翻訳) ラヨシュ・ベーカーシュ著『ヨーロッパ消費者保護法とハンガリー私法の法典化』」民商法雑誌 144 巻 3 号 331 頁～349 頁、2011 年、査読有
- ② 寺川永「(翻訳) インゲボルク・シュヴェンツァー著「不可抗力とハードシップにおける免責—CISG, PICC, PECL, DCFR」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の現在と日本法の課題』」549 頁～571 頁、2011 年、査読無〔初出：後掲⑬〕
- ③ 寺川永「(翻訳) ノルベルト・ライヒ著『ヨーロッパ契約法の平準化 —特に消費者法に重点を置いて (下)』」現代消費者法 12 号、79 頁～89 頁、2011 年、査読有
- ④ 寺川永「(翻訳) ノルベルト・ライヒ著『ヨーロッパ契約法の平準化 —特に消費者法に重点を置いて (上)』」現代消費者法 11 号、70 頁～85 頁、2011 年、査読有
- ⑤ 寺川永「(翻訳) マルティン・シュミットケッセル著『ヨーロッパにおける法の平準化の流れにある水平化指令提案』」中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』123 頁～154 頁、2011 年、査読無
- ⑥ 寺川永「(翻訳) ユルゲン・バーゼドー著『高額な訴訟費用を要する国における少額訴訟の実効性の確保：ドイツ保険オンブズマン』」中田邦博＝鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』394 頁～415 頁、2011 年、査読無〔初出・後掲⑲〕
- ⑦ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 10 号、110 頁～119 頁、2011 年、査読無
- ⑧ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 9 号、100 頁～106 頁、2010 年、査読無
- ⑨ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 8 号、96 頁～104 頁、2010 年、査読無
- ⑩ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 7 号、107 頁～115 頁、2010 年、査読無
- ⑪ 寺川永「判例回顧と展望／債権」法律時報 6 月臨時増刊『判例回顧と展望 2009』82 巻 6 号、85 頁～93 頁、2010 年、査読無
- ⑫ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 6 号、124 頁～130 頁、2010 年、査読無
- ⑬ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 5 号、80 頁～86 頁、2009 年、査読無
- ⑭ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 4 号、137 頁～142 頁、2009 年、査読無
- ⑮ 寺川永「判例回顧と展望」法律時報 6 月臨時増刊『判例回顧と展望 2008』81 巻 7 号、77 頁～86 頁、2009 年、査読無
- ⑯ 寺川永「最新判例情報」現代消費者法 3 号、96 頁～101 頁、2009 年、査読無
- ⑰ 寺川永「(翻訳) インゲボルク・シュヴェンツァー著『不可抗力とハードシップにおける免責—CISG, PICC, PECL, DCFR—』」龍谷大学社会科学研究年報 39 号、108 頁～120 頁、2009 年、査読無、
<http://hdl.handle.net/10519/488>
- ⑱ 寺川永「(翻訳) ユルゲン・バーゼドー著『高額な訴訟費用を要する国における、少額訴訟の実効性の確保：ドイツ保険オンブズマン』」関西大学法学論集 58 巻 5 号、137 頁～160 頁、2009 年、査読無
- ⑲ 寺川永「消費者契約における『情報提供』、『不招請勧誘』および『適合性の原則』に関するドイツの法制度」別冊 NBL『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』121 号、3 頁～32 頁、2008 年、査読無

[学会発表] (計2件)

- ① 寺川永「金の商品先物取引の委託契約において将来の金の価格は消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」に当たらないとされた事例」関西若手研究者民事判例研究会、2011 年 1 月 22 日、同志社大学神学館
- ② 寺川永「『ドイツ保険オンブズマン』について」、ヨーロッパ契約法研究会、2008 年 7 月 24 日、龍谷大学紫光館

〔図書〕（計2件）

①寺川永、法律文化社、『私たちがつくる社会』、2012年、73頁～102頁

②寺川永、法律文化社、『18歳からはじめる民法』、2010年、44頁～49頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

寺川 永 (TERAKAWA YO)
関西大学・法学部・准教授
研究者番号：50360045

(2) 研究分担者

該当者なし。

(3) 連携研究者

該当者なし。